

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年8月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運營業務

2 業務概要

山梨県では、毎年約4千人超の高校生が進学を機に山梨を離れ、そのうち地元で就職するのはわずか4人に1人の割合と言われており、雇用確保のためにも若年層の流失の抑制と将来的なU I Jターンを促進させることが課題となっている。そこで、やまなし県央連携中枢都市圏移住定住分科会は、従来のU I Jターン移住施策の対象として希薄だった世代と地元へのアプローチの必要性から、若年層の流失抑制、雇用確保のために従来のU I Jターン移住施策に囚われない広域的な事業の展開を進めていくこととした。そこで山梨県内在住及び「やまなし県央連携中枢都市圏」（愛称・県央ネットやまなし、以下「圏域」という。）出身等の首都圏在住の大学生・短期大学生、専門学校生と高校生を対象に、分科会として「就労・生活の地の魅力発信」を行い、将来的なU I JターンにつながるMIRAITOやまなし将来発見バスツアーを実施することとする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定いずれにも該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 公告日から契約締結の日まで、本市による指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、告示日現在、国及び地方公共団体から指名停止措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生開始の決定を受けているものを除く）
- (6) 法人格を有していて、圏域内に本社または営業所があること。
- (7) 市税・国税の滞納がないこと。
- (8) 過去3年以内に地方公共団体等で類似事業の業務実績を有していること。
- (9) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する者を従事させることができること。

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部財政経営室連携共創課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5319

電子メール：chushin@city.kofu.lg.jp